

森林・林業基本政策検討委員会 最終とりまとめ

# 「森林・林業の再生に向けた改革の姿」の骨子

平成22年11月

**林野庁**



# 森林・林業基本政策検討委員会の最終とりまとめの骨子

## 改革の方向

1. 森林計画制度の見直し
2. 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備
3. 低コスト化に向けた路網整備等の加速化
4. 担い手となる林業事業者の育成
5. 国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立
6. フォレスター等の人材の育成

新成長戦略  
21の国家戦略プロジェクト

PDCAサイクルによる検証  
改革内容の改善

- ・ 計画的な森林施業の定着
- ・ 集約化と路網整備の進展による低コスト作業システムの確立

**持続的な森林経営の確立**  
**国産材の安定供給体制の構築**

**10年後の木材自給率50%以上**

森林の多面的機能の発揮、雇用創出、山村地域の活性化、低炭素社会構築への寄与

# 森林・林業の再生に向けた改革の姿（イメージ）

## 現 状

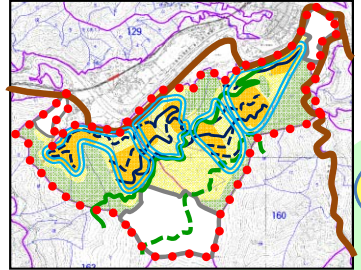
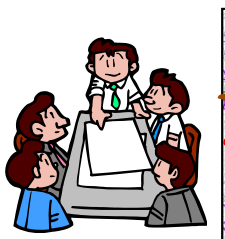
- 施業放棄森林の増加
- 形骸化している森林計画制度
- 計画がなくとも補助事業が受けられ、バラバラな森林施業を実施
- 丈夫で簡易な路網整備への対応の遅れ
- 計画的な人材育成策の欠如

## 森林計画制度の見直し

- 森林計画制度の見直しによる適正な施業の確保
- 森林管理・環境保全直接支払制度の導入による集約化推進

## 路網整備・人材育成

- 丈夫で簡易な路網整備の加速化
- フォレスターなど必要な人材の育成
- 担い手となる林業事業体の育成



森林施業の集約化により規模が拡大

伐採跡地の確実な更新

林業事業体による計画的かつ効率的な間伐の実施

木材の安定的な供給

地域における合意形成

市町村が主体的に森林を区分

林業専用道

森林作業道

林道

## 国有林の貢献

- 国有林は、安定供給体制づくり、研修フィールドや技術を活用した人材育成を推進

林業専用道  
森林施業に直結し10t積みトラックの走行を想定した必要最小限の構造



森林作業道  
森林施業用に限定フォワーダ等の林業機械の走行を想定



### 木材資源の活用

- 公共建築物における木材利用の促進
- 木質バイオマス利用の拡大
- 国産材の安定供給体制の構築

### 中間土場の活用

製材・合板用材からチップ用材までの  
トータル搬出

## 現 状

- 流通構造が小規模・分散・多段階
- 需要者のニーズに対応できていない供給体制
- 公共建築物の木造率が低位
- 毎年2,000万㎡の林地残材が発生
- 消費者理解の醸成、人材の育成が必要

燃料等としての  
利用促進

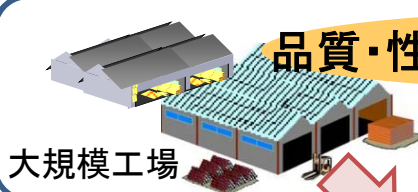
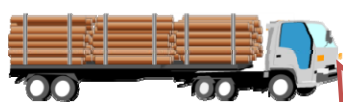


チップ工場等

燃料や製紙用チップ



木くず焚きボイラー  
ペレットストーブ  
石炭混焼 等

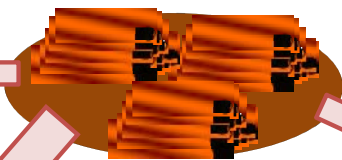


大規模工場

多角的な  
利用促進



国産材型枠用合板  
木製ガードレール 等



### 品質・性能の確かな製品の安定供給

乾燥等の推進・技術開発  
JAS規格の見直し

プレカット工場



工務店、ハウスメーカー

技術開発・人材育成

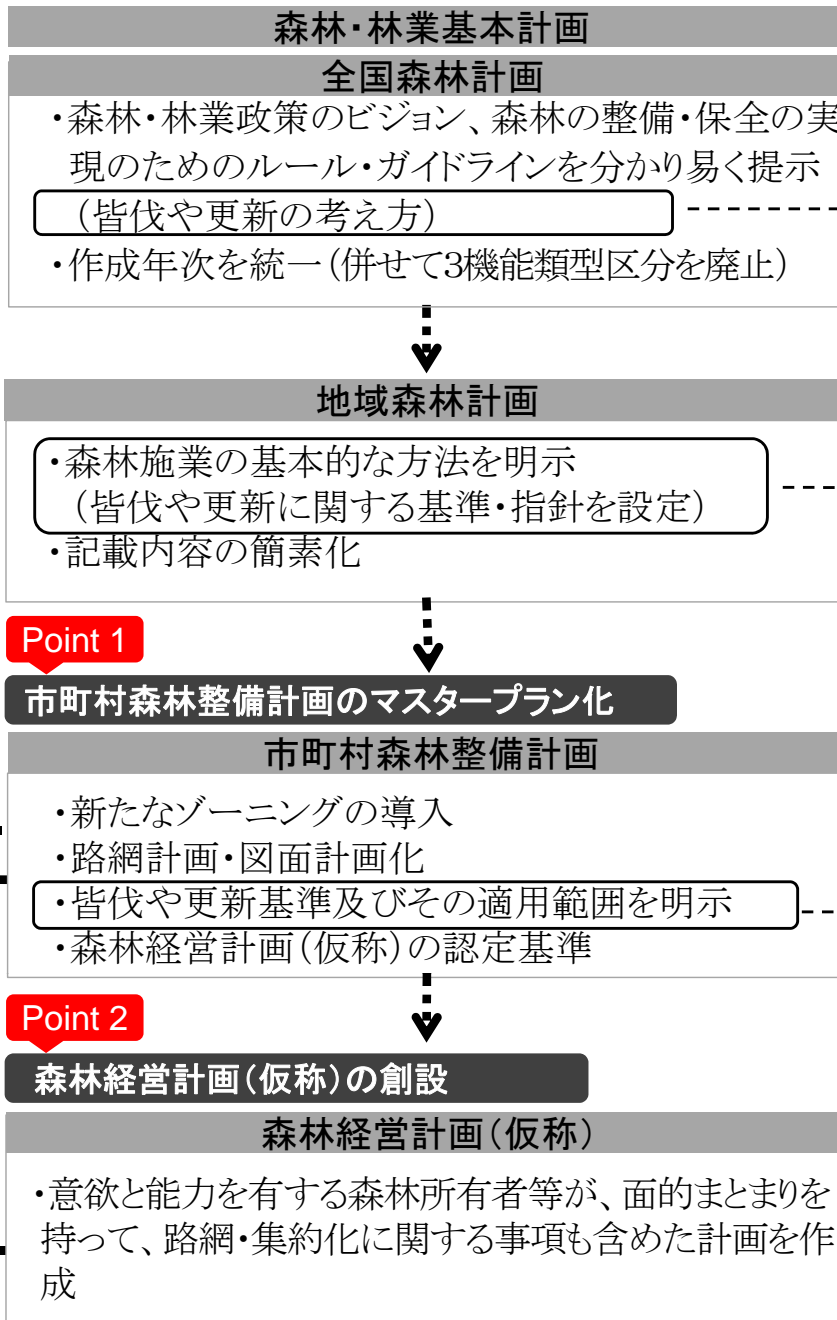
公共建築物木材利用  
促進法の実効性確保



公共建築物・住宅等

# 1. 森林計画制度の見直し

## 新たな森林計画制度の体系



Point 5

**無秩序な伐採、造林未済地の防止強化**  
**一般の森林所有者に対する措置**

- ・市町村森林整備計画に適合しない伐採の中止や伐採後の造林についての命令を新設

Point 6

**早急に間伐を実施するための制度の拡充**  
**要間伐森林所有者に対する措置**

- ・間伐すべき森林を市町村森林整備計画に明示
- ・所有者が必要な間伐等を行わない場合に、意欲ある者が施業代行を行いやすくする仕組みを構築

Point 7

**計画作成者を対象とする直接支払の導入**  
**認定森林所有者等に対する措置**

- ・集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を直接支払う森林管理・環境保全直接支払制度を創設

Point 3

**新たなゾーニングの導入**

- ・森林の生物多様性の保全等 新たな国民ニーズにも対応

**国**

- ・森林が有する多面的機能を示し、望ましい森林の姿と必要な施業方法を例示

**市町村**

- ・国の例示を参考に、地域の意見を反映しつつ、ゾーニングを実施

Point 4

**森林の取扱いルールの見直し**

- ・皆伐や更新の考え方・基準を明確化

# 国、都道府県、市町村、森林所有者等の役割の明確化

● 市町村森林整備計画が森林のマスタープランとなるよう位置づけ

Point 1

● 現行の森林施業計画制度を見直し、新たに森林経営計画(仮称)制度を創設

Point 2

● 森林計画制度について、森林の生物多様性の保全等新たな国民ニーズにも対応するとともに、国が示す3機能に区分する仕組みを改め、市町村が主体的に森林の諸機能等を踏まえた森林の区分を設定できる仕組みに転換

Point 3

● 国と都道府県の同意協議の対象とする計画量は、森林の整備・保全に係る最も重要な事項に限定することとし、伐採量、造林面積、保安林面積に限定

地域における  
合意形成

市町村が主体的に  
森林の区分を設定

